

死体検案認定医制度研修会参加証明書

日時	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
研修内容 (講師)				
場所				
単位				
教授(主任)の 自署又は参加証				

日本法医学会

研修参加者：
現住所：
電話：

死体検案認定医制度研修に関する細則

第 1 条 [研修] 日本法医学会死体検案認定医制度規則第 3 条 5) における「法医学に関する研修を終了」した者とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 1) 大学法医学教室あるいは監察医務を行う機関に過去に 2 年以上在籍して法医学の研修を行った者。
- 2) 日本法医学会が指定する研修会に出席するなどして、規定以上の単位を取得した者。

第 2 条 [研修会] 日本法医学会は、死体検案認定医資格を申請しようとするものに対する研修のために、以下の研修会を開催する。

- 1) 都道府県単位の研修会 (1 単位)
- 2) 地方会 (またはこれに準ずる会 : 以下同) の際行われる研修会 (2 単位)

第 3 条 [その他の研修] 認定医制度運営委員会は、前条の研修会以外で適当と認められる研修機会に対し、1 単位または 2 単位を認定することができる。

第 4 条 [都道府県単位の研修会] 都道府県単位の研修会は、日本法医学会が大学法医学教室の長に依頼し、原則として年 2 回実施する。

第 5 条 [地方会の際行われる研修会] 地方会の際行われる研修会は、地方会主管大学が随時行う。

第 6 条 [取得単位] 5 単位取得をもって研修終了とみなす。ただし、第 2 条 1) の研修会により 4 単位を取得した者は、研修終了とみなす。

附則： この細則は平成 12 年 4 月 20 日から施行し、試験による認定に対し適用する。

死体検案認定医制度研修会の内容 (研修会の参加人数は問わない)

- ① 研修用ビデオの視聴。
- ② 事例検討会への参加 (参加者が経験した事例が望ましい) 。
- ③ 検案例の剖検見学・立会。
- ④ 基礎的な検案方法についての教育的講 (法医学会見の地方警察医会での講演も含む) 。
- ⑤ 法医学教室が主催する検視官・管理官等による講演。